

農地及び農林業用施設の災害復旧のための支援の拡充について

令和元年に発生した東日本台風では、一都三県においても、尊い人命が奪われるとともに、道路、橋梁、河川等の公共土木施設、医療施設、学校教育施設、商業施設、住宅等が大きな被害を受け、住民生活や経済活動等も多大なる影響を受けるなど、その損害は計り知れないものがあった。

そのような中、農地や、農道・林道等の農林業用施設も甚大な被害を受けた。農地や農道等は我が国における食料の安定供給と食料自給率の持続的な確保のために欠くことのできない基盤であり、林道等は森林整備のみならず、森林資源の循環利用による脱炭素社会の実現、さらには国民の生命、財産を守る、治山・治水といった国土保全の取組の基盤となる重要な施設であることから、公共土木施設等と同様に、農地及び農林業用施設の復旧は必要不可欠なものである。

加えて、近年は記録的な自然災害が全国各地で多発するなど、気候変動の影響等による自然災害の激甚化、頻発化が顕著であることから、被災箇所が更なる被害を受けないためにも、災害復旧を着実かつ早期に実施することが重要となっている。

現在、地方公共団体では、「農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律」等による補助制度を活用し、農地及び農林業用施設の災害復旧に取り組んでいるが、この制度を活用するためには、災害発生から1か月以内に被害を確定し、国に報告する必要がある。

しかしながら、特に林道周辺は、急峻な土地が多いなど、地理的、地形的条件が厳しいこと、また地方公共団体は、避難所の開設など住民の安全確保や被災者の支援、生活基盤の早期回復が最優先課題であること等から、全ての農地及び農林業用施設の被害を1か月以内に調査し、報告することは困難な状況である。

また、国の補助制度を活用できない場合、地方公共団体は一般財源等により農林業に係る災害復旧事業を実施することとなり、財政的に大きな負担となることから、農地及び農林業用施設の着実かつ早期復旧を進める上で支障となっている。

こうしたことから、地方公共団体が、円滑に農地及び農林業用施設の災害復旧に取り組めるよう、次のとおり要望する。

- 1 農林業に係る災害復旧事業を円滑に進めるため、被災の規模や状況に応じて、国への被害報告期限を緩和すること。
- 2 国への報告期限の緩和が困難な場合、報告期限後に確定した被災箇所の復旧に必要な新たな補助制度等を創設すること、または既存の農林業施設整備事業等を災害復旧事業にも適用できるよう採択基準を見直すこと。
- 3 地方公共団体が行う農林業災害復旧事業に係る被害調査、報告に対する国の人的支援について、更なる充実・強化に努めること。

令和5年12月6日

農林水産大臣 宮 下 一 郎 様

九都県市首脳会議

座 長	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さ いた ま 市 長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎